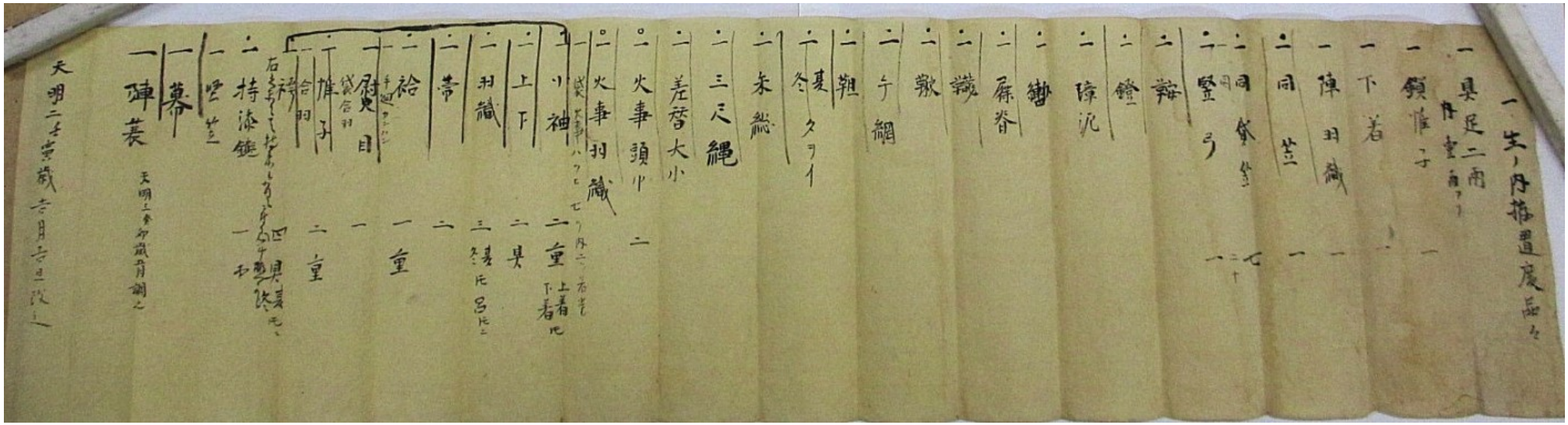

【史料⑳】一生ノ内拵置度品々（武具・馬具など）

一　具足二両
　内壱両アリ
一　鎖帷子（くさりかたびら）　一
一　下着　一
一　陣羽織　一
一　同　笠　一
一　同貸笠　七
　同　二十
一　竪弓　一
一　鞍
一　鐙（あぶみ）
一　障泥（あおり）
一　轡（くつわ）
一　屈背（なめ）
一　鞴（ろう）
一　鞦（しりがい）
一　手綱
一　靴（なめしがわ）
一　夏タライ
　冬
一　朱総
一　三尺縄
一　差替大小
一　火事頭巾　二
一　火事羽織
　袋火事ハツヒ　七ツ内二ツ若堂
一　小袖　二　重　上着　下着　トモ
一　上下　二　具
一　羽織　三　夏　冬　呂トモニ
一　帯　二
一　袷　手廻カンハン　一　重
一　熨目　袋合羽　一
一　帷子　合羽　二　重
一　袴　右之品々者、持参も有之ニ付、心計拵可申候　四　具　夏　冬　トモニ
一　持漆鑓　一本
一　竪笠
一　幕
一　陣蓑　天明三癸卯歳五月調之

天明二壬寅歳吉月吉旦改之

⑳一生ノ内拵置度品々（武具・馬具など）

天明２（1782）年改

前橋藩士だった若林家の先祖が残した記録ですが、どのような折に何のために記録したのかはわかりません。様々な武具や馬具、衣装の品々が列挙されており、当時の武士が欲しかったもの、あるいは揃えるべきものを示しており、興味深い史料です。なお所々の品名の上に記された「・」は、若林氏がすでに所有していたことを示す印かもしれません。

若林茂生家文書　P01207　No. 211